

義務教育費国庫負担制度の拡充に係る意見書

学校現場では、いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況が続いています。さらに、教職を敬遠する若者が増え学校現場は深刻な人員不足となっており、子どもたちの学びに大きな影響を及ぼしています。また、2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられたものの、今後は小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施、更にはきめ細かな教育を行うための抜本的な教職員定数の改善が不可欠です。

わが国は、他のOECD諸国に比べ、教育機関に対する公財政支出の対GDP比が著しく低く、保護者や本人など家計の教育費負担が大きいのが現状です。その結果、家計の状況や居住地等による子どもたちの教育機会に格差が生じており、国の貴重な人的資源の損失にもつながっています。

厳しい財政状況の中、本市においては、小学校1・2年生、中学校1年生の30人以下学級の定数措置が行われていますが、義務教育は、自治体間・地域間によって格差が生じることのないよう、国の施策として財源を保障し、全国どこに住んでいても、子どもたち一人ひとりへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境の整備が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元するよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和8年3月25日

白 杵 市 議 会